

## 2025年度予算 第2次省庁要請行動

### 厚生労働省要請行動

第2次要請行動 2024年11月13日

自治労参加者：天本敬久 一般現業部会幹事、濱田歩美 同幹事、吉村秀則 事務局長

厚生労働省参加者：老健局、社会・援護局（社会）、医政局、保険局、労働基準局、  
医薬産業振興・医療情報、健康・生活衛生局

#### 【介護職場関連】

(1)介護予防・日常生活支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること。また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置するなど、施策の充実をはかること。

#### ①<厚生労働省>第2次要請 【介護職場関連】項目1回答の概要

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、自治体が地域の実情に応じた多様なサービス、活動の充実などにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としている。そのため、事業内容や事業費は自治体が定めることとされており、栄養改善指導をはじめとした食に関わる事業に対し、どの程度の予算を確保するかは自治体の裁量である。厚生労働省においては、介護予防、高齢者支援の取り組みにつながる活動の奨励、普及をはかることを目的に、介護予防・高齢者生活支援分野において「健康寿命をのぼそう！アワード」の事業において、優れた取り組みなどを行っている企業、団体、自治体への表彰を行っている。栄養の活動を中心とした介護予防の取り組みも紹介されており、こうした好事例を横展開することにより、自治体における栄養改善に関する取り組みを推進していく。

高齢者の「食べること」を支えることは、フレイル予防につながるなど、介護予防という観点から、重要であると認識している。地域包括支援センターは、ケアマネジメント等の個々の高齢者の生活支援や、総合的な相談支援、地域ネットワークを構築する、などの取り組みを行う機関であるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置することとしており、これら以外の職員の配置については、自治体が地域実情に応じて判断すること、とされている。従って、専門調理師等の配置は必須とはしていないが、自治体によっては高齢者の見守りと一体的に行う配食サービスと地域包括支援センターが連携し地域の高齢者の食を支える取り組みを行うなど、高齢者の食に関する専門的な知識を持つ方が活動しているケースもある。引き続き、総合事業や地域包括支援センターの施策充実に努めていく。

#### ②<自治労>第2次要請 【介護職場関連】項目1追加要請1

論点となっている2040年を見据えている中、今後は高齢者が増え、介護従事者が減

っていくという状況は加速していく。そういった状況下において、地域包括支援センターはさらに機能的にならなければならないと考えている。厚生労働省も「口からものを食べるのは重要」という認識を持っていることは理解したが、重要なのは担い手の問題である。それに応じた職種を地域包括支援センターに必置とし、対策を充実させていただきたい。「必置の三職種以外は、自治体が地域実情に応じて判断するもの」と考えだが、地域によって財政基盤は異なり、財政基盤が強くない自治体の方が高齢化も進んでいる上に、介護従事者の人材確保が困難という実情がある。地域包括支援センターの新しい機能性を再検討し、2040年にむけ、さらに高齢者ケアを充実させる役目と理解したうえで施策を充実させていただきたい。また、地域包括支援センターは事業団や委託による運営が増えているため、そういった状況を踏まえ、今後取り組んでいただきたい。

(2)介護現場の離職防止と人材確保の観点から、新たに一本化された処遇改善加算の確実な取得などにむけて必要な周知・助言を行うこと。また、請求手続きの簡素化など、事業所がスムーズに新加算を取得できるよう配慮するとともに、さらなる処遇改善にむけた対応を強化すること。

#### ①<厚生労働省>第2次要請 【介護職場関連】項目2回答の概要

処遇改善加算等の加算については、今まで事務運搬が複雑であるという声をいただいていたが、今般の改定により加算を一本化するとともに、その関連する書類の簡素化を行ったところである。その後、ホームページ上に記入方法などを示す動画を掲載するなど、より分かりやすい周知の方法について励んできたところである。今後もホームページに掲載している加算取得にかかる支援ツールの充実や個別相談事業により多くの方が参加していただくなど、様式の簡素化をはじめとした取得支援に引き続き取り組んでいく。

#### ②<自治労>第2次要請 【介護職場関連】項目2追加要請1

介護現場の離職防止と人材確保の観点を踏まえた上で処遇改善加算等に取り組み、その方法についてさまざま模索されていると思うが、2023年度は介護職場の離職者数が入職者数を上回る事態となった。このままでは2040年に不足すると試算されている介護職員数問題が加速していくのでは、と懸念される。これに対し、処遇改善はもとより、「魅力ある介護現場の発信」を国として担うべきと考える。介護福祉士の養成施設は減少の一途を辿っており、さらに介護福祉士を希望する人材も減ってきている。これは現行の介護職員に対する処遇改善だけでなく、幼少期から教育の点で取り組む必要がある時代となっているのではないかと考える。例えば小学校の授業の一環として介護課題を取り入れるなど、これからの介護問題は日本全体の問題である、という意識付けも必要だと考える。

処遇改善について自治体では事院勧告のもと賃金が決定される背景はあるが、他職

種との賃金の上り幅とは2倍ほどの剥離がある。介護報酬自体も見直しの範囲としなければ、今後の介護業界全体として持ち堪えられなくなってしまう懸念もある。これらを総括して、今後の対応について検討していただきたい。

(3) 今後の感染症等の蔓延に備えるとともに、予測される高齢者人口の増加などを踏まえ、次世代の介護の担い手を養成するための予算の確保・充実など、必要な施策を早急に講じること。また、海外から介護を担う労働者を受け入れるにあたっては、適切な処遇を含めた安全・安心な労働環境を整えること。

#### ①<厚生労働省>第2次要請 【介護職場関連】項目3回答の概要

介護福祉士には、専門的な知識やスキルを十分に発揮したうえで介護職のリーダーとして活躍されることが求められており、介護福祉士を養成する施設入学者の確保は重要であると認識している。それに関し、在学生の学費に関する支援として、返済免除用件付きの就学資金の貸し付けを実施しており、2025年度概算要求においては貸付原資として約41億円を計上している。

将来に渡り必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することは喫緊の課題である。そのため、処遇改善等の総合的な人材確保対策を進めている一方、外国人介護人材の活用も重要な対策のひとつであり、外国人介護人材が安心して就労できるよう取り組みを進める必要があると考えている。

外国人介護人材の受け入れ環境の整備として、介護事業者に対し、外国人職員と円滑に働くための講習会への参加や、外国人職員の生活支援やメンタルヘルスケア等にかかる経費の助成、母国語で対応できる相談窓口を設置し、介護業務の悩みに対する相談支援、労働法令の遵守などに関する周知を実施している。また関係団体と連携し、特定技能外国人が就労する介護事業者に対して巡回訪問を行い、事業所職員や外国人本人との面談等も実施している。また、2025年度概算要求においては、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労定着を支援する目的で、受け入れ事業所などに対し外国人介護人材の活躍に資するツールの導入等を助成する新規事業や、相談窓口の設置、巡回訪問を実施する事業について予算の拡充を財政当局へ要求しており、外国人介護人材が安心して業務に従事できるよう、環境の整備に努めている。引き続き、さまざまな取り組みを通じて外国人介護人材の権利保護や生活面での安心確保に取り組んでいく。

#### ②<自治労>第2次要請 【介護職場関連】項目3追加要請1

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）については、感染症そのものが無くなったわけではなく、依然として警戒は必要である。65歳以上の高齢者に関しては補助制度により、ほぼ無償でコロナワクチンの接種を受けることができる一方で、介護・医療従事者には適用される補助制度はなく、接種する場合は1万数千円の自己負担が必要である。またインフルエンザワクチンに対しては補助があり数千円程度の

負担でワクチンを接種することができるが、コロナワクチンはそうではない。介護・医療のサービスを必要とする住民がコロナ感染症に罹患する発端として、介護・医療従事者がサービス提供時に感染させてしまうケースも見られ、さらにサービスを提供する施設でパンデミックが起きてしまう一因にもなり得る。

コロナ感染症が5類へ移行したとはいえ、病状の併発に伴い高齢者が死亡しているケースは依然として多くある。コロナワクチンが潤沢にある現状においてワクチンで対策ができる際は、介護・医療従事者がコロナ感染症を予防できる体制を作れるよう、国の補助を要望する。

また、コロナ感染症の5類移行に際し、罹患時の取り扱いが不明瞭であるため現場課題となっている。有給消化なのか否か、そしてその待機日数などは現場で判断している。今後の新たなパンデミックに備える観点から、コロナ感染症流行時の経験を踏まえ、具体的な取り扱い等、対応に関する発信を検討していただきたい。

また、人材確保に関し過疎地では深刻な問題となっている。自治体の直営でない介護サービスの提供形態が増えているが、社会福祉法人や一般企業は利益が見込まれない場合は、過疎地の介護事業を受けることはない。そうした現状を踏まえた際、再公営化による自治体直営での介護サービスの提供についても検討が必要ではないかと考える。外国人介護人材の就労に関する取り組みが必要であるが、まずは国内で介護の将来を担う人材を育て、その人材を以て、外国人介護人材を迎え入れる、といった現実的なフューチャーデザインをお願いしたい。

## 【病院職場関連】

(4) 看護補助者の人員確保と定着にむけ、正規雇用化や処遇改善、労働環境改善を行うよう助言すること。

### ① <厚生労働省> 第2次要請 【病院職場関連】 項目4 回答の概要

厚生労働省では、看護補助者の確保や就労継続支援を推進し、具体的には、2020年度より「医療専門職支援人材確保・定着支援事業」において、業務に必要な知識、技術の習得にむけた研修プログラムの開発や、看護補助者の活用に関する好事例の情報発信などを実施している。また「地域医療介護総合確保基金」を活用した、病院管理者等を対象とした看護補助者の活用に関する研修の実施等にかかる財政支援を行っているほか、2023年度補正予算事業において、看護補助者の確保、定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保、定着のための取り組みを総合的に推進し、病院の人材マネジメント力の向上を支援することを目的とした、看護補助者の確保、定着支援事業を実施している。

処遇改善については実施済みであるが、2023年に閣議決定された「2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、看護補助者の人材確保にむけて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずるこ

と」とされた旨を踏まえ、2024年2月から5月まで病院等で勤務する看護補助者を対象に、月額平均6,000円程度の収入を引き上げるため「看護補助者処遇改善事業補助金」によって支援を実施してきたところである。今後は補助金の実績検証や、申請された医療機関の意見を踏まえて必要な対応を進めていき、看護補助者の確保、定着に引き続き取り組んでいく。

## ②<自治労>第2次要請 【病院職場関連】項目4追加要請1

看護補助者の人員確保や定着に関し、医師から看護師、看護師から看護補助者というように、タスクシェア、タスクシフトが進んでいる状況のもとで看護補助者の役割が見直されている中、現状は定着しない。日本看護協会調査では8割近くが「看護補助者の定数確保が最も困難である」との結果となり、タスクシェア、タスクシフトについても業務を担う先が派遣職員や有期雇用者であり、定着が進まない状況である。これは業務内容と処遇面が見合っていないことが原因のひとつであると考えている。「魅力ある職場」としての発信は必要であると感じている。正規職員では定着率が高い調査結果があるため、診療報酬の改定にある看護補助体制充実加算の取得などにより、人材確保と定着にむけたさらなる支援をお願いしたい。

また、2024年2月から5月にかけて処遇改善事業等が実施されたが、範囲が限定されたことにより処遇改善が行われなかった、また実施されたものの制限を理由に、半額に減額されたなどの事案を聞き及んでいる。現場や各事業所等が柔軟に対応でき、確実に給与に反映される使いやすい事業や制度となるよう、今後、処遇改善を行う際には工夫をはかっていたきたい。

## ③<厚生労働省>第2次要請 【病院職場関連】項目4追加要請1に対する回答

看護補助者の確保が難しいという点は、都道府県ナースセンターからも同様の意見をいただいている。従来、中央ナースセンターへ均等補助という形で看護職員の確保を進めてきたが、今後、看護職員の業務がさらに増大していくことを加味すると、看護補助者へのタスクシェア、タスクシフトは非常に重要である。これを踏まえ、看護補助者の人材確保について、2025年度予算における拡充を検討していきたい。

また、看護補助者の処遇改善補助金については、ご意見をいただいたように文面上の制限によって、全額でなく半額支給や支給なしとの実態を聞いており、今後、11月頃から県が自治体に交付申請状況を確認していくため、柔軟に、確実に対応できるように指導していきたい。

(5)2024年診療報酬改定で措置された、医療機関で働く職員の賃上げについて、公立病院においても実施されるよう助言すること。

## ①<厚生労働省>第2次要請 【病院職場関連】項目5回答の概要

2024年度診療報酬改定においては、医療機関で働く職員の賃上げの措置として、看護職種等の医療関係職種の賃上げのために、ベースアップ評価料を新設した。

また、ベースアップ評価料の対象職種とならない40歳以下の医師・歯科医師や事務職員等の賃上げに資する措置として外来初診料、再診料、入院基本料の引き上げも併せて実施している。

ベースアップ評価料については特設ページを設け、届け出方法やベースアップの考え方などを周知している。公立病院は人事院勧告に基づき、条例に準拠して賃上げがされているものと承知しているが、厚生労働省では複数に渡る事務連絡を以て、ベースアップ評価料による診療報酬の収入は、人事院勧告による賃上げ分にも充てることができる、という解釈を示しているとともに、今回の人事院勧告では一部地域手当、配偶者手当が引き下げとなったが、それらに対してもベースアップ評価料を算定して充てて良い、といった解釈を示している。このような加算措置が医療機関で働く職員に最大限に活用され、医療現場での確実な賃上げとされることが重要であると認識しており、今後も医療機関における賃上げ等の状況については、フォローアップの仕組みも検討し、適切に把握していきたい。

#### ②<自治労>第2次要請 【病院職場関連】項目5追加要請1

ベースアップ評価料に関して特設ページを設け、届け出方法や考え方の周知など、一定の対応をいただいているとともに、医療現場での確実な賃上げとされることが重要であるとの認識は感謝する。ただし「医療機関で働く職員」については、看護補助者だけでなく、治療食を提供している調理部門についても、チーム医療に関わる重要な部門であるため、あわせて改善がはかれるよう要請する。

また、診療報酬改定は必ずしも働いている職員に還元されていないという課題もあるため、しっかり反映されているかどうかの精査もお願いしたい。

(6)感染症指定病院をはじめ、すべての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

#### ①<厚生労働省>第2次要請 【病院職場関連】項目6回答の概要

2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、以後のコロナ感染症対策は個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとした対応を求めている。一方、医療現場における感染拡大を防ぐ観点から院内の労働安全衛生の確保が重要であり、感染対策として、時差通勤や昼休みの時差取得、感染した場合の休業制度、休業による手当等の取り決めを事前に労使間で話し合い、共有しておくこと等が考えられる。厚生労働省では、ホームページにおいて、5類感染症移行後の対応を含め、Q&Aとして継続した情報発信を行っている。このような取り組みを通じて、引き続き医療従事者の労働安全衛生の確保に努めていく。

#### ②<自治労>第2次要請 【病院職場関連】項目6追加要請1

介護職場と同様に病院職場も慢性的な人員不足の状況である。他職種では、働き方

改革により一定の改善がされたが、病院・介護職場では十分に取り組みが進んでいないと実感している。マイコプラズマ肺炎や、インフルエンザの流行も控えている中で、新興感染症への対策として、日常からの休暇の取りやすさなどをはじめとした、心身の健康を守ることができる働きやすい環境づくりは必須である。

コロナ禍でも経験したが、医療・介護従事者が感染して休まなければいけない状況であっても、それをカバーできない状況である。十分な人材確保ができないことは医療の質の低下にもつながる。患者の安全を守るという観点から、配置基準を満たすだけでなく、安心して良質な医療が提供できるよう、労働安全衛生の観点を踏まえ患者と職員、双方の安全が守られる職場環境が必要であると考え。引き続き助言、指導などを要請する。

(7)新たな感染症危機に対応できるよう必要物品の確保を行うとともに、患者・医療従事者双方の安全・安心が守られる体制の整備や現場実態に即した予算確保を行うこと。

#### ①<厚生労働省>第2次要請 【病院職場関連】項目7回答の概要

新興感染症への対応については、2024年4月に施行された改正感染症法等により、自治体が医療機関等と協議を行い、病床確保や発熱外来などに関する協定を締結する仕組みを法定化している。同改正法において、新たに医療措置協定の内容の一つとして医療機関における個人防護具の備蓄を位置付けたところである。また、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が本年見直され、2024年7月2日に閣議決定された。見直し後の政府行動計画については、物資の章を新設し、準備期、初動期、対応期の3つの時期に分け、それぞれの時期で国や自治体等が行うことを明記するなど、新たな新興感染症が生じた場合に、個人防護具が不足することがないように見直しが行われた。

患者や医療従事者の安全・安心について、今後、新興感染症蔓延時に対応いただくため、病床確保などに関する医療措置協定を自治体と協定した医療機関に対して、感染症に基づき個室の整備、病棟の増員を行うための改修工事を行う場合に、財政支援を実施している。

#### ②<自治労>第2次要請 【病院職場関連】項目7追加要請1

コロナ感染症の位置付けが2類から5類に変更となり、発生当初と比べると防護具も充足、確保されている状況である。3つの時期に合わせた行動計画等を示されたが、今後、未知の感染症が発生する可能性もあり、引き続き必要物品の確保にむけた取り組みをお願いしたい。

また現場では、位置付け変更に見合った業務の住み分けはなされておらず、現場の混乱は残っている。例として現場でコロナ患者に対応する際には、従前通りのPPEが必要であるなど、2類から5類になったものの、手当だけ無くなり労力は変わらない

いという実態が続いているため、変更に見合った基準や計画を示して頂きたい。インフルエンザと同じであるというのであれば、コロナ患者へのPPEの対応も同じ基準にすべきと考える。

また、濃厚接触者の扱いがなくなったため、家族が罹患した際は特別休暇でなく有給消化で対応せざるを得ないが、そもそも有給を取得しにくいといった課題もある。患者、職員双方の安全・安心が守られるよう、現場の実態に見合った助言などをお願いする。

### 【保健所関連】

(8)感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持にむけた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

#### ①<厚生労働省>第2次要請 【保健所関連】項目8回答の概要

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機にも備え、平時のうちから計画的に体制整備を進めていくことが重要であると考えている。このため、2022年12月に成立した、改正感染症法に基づく予防計画の実行性を高めるために、各保健所において、有事の際の人員体制の構築や業務効率化の取り組み等を盛り込んだ「健康危機対処計画」を作成して頂くこととしている。この中で、検体搬送の仕組みの整備についても、保健所や地方衛生研究所等が関係機関と調整の上、整備して頂くことをお願いしている。

人員の確保については、保健所の恒常的な人員体制強化をはかるため、これまで感染症対応業務に従事する保健師を、2021年度から2年間で約900人増員する地方財政措置を行ってきた。また、2023年度においても平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師をさらに約450人増員するとともに、保健師以外の事務職員等を約150人増員する措置を講じている。さらに2024年度は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために、統括保健師などの総合的なマネジメントを担う保健師の役割の重要性を鑑みて、地方交付税措置について都道府県標準団体の本庁および保健所の課長措置数を各1人増加する等の見直しを行っている。

次の感染症危機に備え、平時から検体搬送も含めた体制の強化は大変重要であると考えているため、引き続き聞き取りを行いながら必要な支援を検討していく。

#### ②<自治労>第2次要請 【保健所関連】項目8追加要請1

次の感染症危機に備えた、平時からの体制強化も重要であるが、災害時においても感染症の観点において、自治体と保健所の連携が必要となる。引き続き、体制の維持と人員確保の強化、ならびに災害時に備えた機能強化をお願いする。

### 【学校用務職場関連】

(9)学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

①<厚生労働省>第2次要請 【学校用務職場関連】項目9回答の概要

学校用務員については、一般的に労働安全衛生法令の適用を受けており、学校用務員の安全と健康を確保することは重要であると認識している。学校用務員の業務は、学校という特定の環境下で作業が行われるものであり、個々の作業については工具等を用いた作業も含まれている。これによる労働災害を防止するためには、労働安全衛生法令に基づく、雇い入れ時教育などにおいて、業務に応じた必要な教育が行われるよう、労働安全衛生管理体制が整備、維持されることが重要である。

労働安全衛生法令において、労働者が使用する際に講習の修了などを求める機械等については、その遵守がなされていない場合、各労働基準監督署において、事案の把握後、必要に応じて適切に指導等が実施されている。

厚生労働省では都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努めている。要望を踏まえ、必要に応じて各関係省庁に対し要望の内容について協議させていただく。

②<自治労>第2次要請 【学校用務職場関連】項目9追加要請1

厚生労働省としては、基本的に労働安全衛生法に基づいて対応を求める姿勢であることは理解している。加えて、学校現場は文科省や教育委員会管轄であるが、現場実態として、特別教育の徹底がなされていないなどの現状も見受けられる。また、学校用務員の業務は多岐に渡るため、個別に細かな徹底は容易ではないと思われるが、労働安全衛生の観点から、徹底した遵守がなされていない実態を加味し、厚生労働省として可能な対応をお願いする。

(10)近年の記録的高温が続く中においても、学校用務員は屋外において業務を行う必要がある。屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることを踏まえ、関係省庁と連携し取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。

①<厚生労働省>第2次要請 【学校用務職場関連】項目10回答の概要

厚生労働省においては「職場における熱中症予防基本対策要綱」を策定するとともに、基本的な熱中症予防対策や、熱中症発症時の応急措置等の適切な実施を広く呼び掛けるキャンペーンを毎年5～9月に実施するなど、職場における熱中症予防対策を推進している。また、職場における熱中症予防対策の周知事業として、専用のサイトを設置・運営しており、当サイトにおいて「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」や教育動画を公開し、周知普及に努めているところである。

これらの取り組みに関しては予算措置を講じているところだが、今後も必要な予算を確保し、熱中症対策推進会議において関係省庁と連携しつつ、必要な取り組みを進めていきたい。

②<自治労>第2次要請 【学校用務職場関連】項目10追加要請1

熱中症に関しては、記録的な猛暑が頻発する昨今は重要な課題である。厚生労働省より「猛暑の環境下における作業の自重」を求めていたとしても、実際の学校現場では「作業しない」選択は困難である。取り組んでいる周知普及については、厚生労働省だけでは、通知含めて各現場まで届かないと思われるため、関係省庁含めた連携による取り組みをお願いしたい。また、毎年5から9月にキャンペーンにも取り組まれているとのことだが、とくに今年に見られたように、毎年同じ時期に同じ気候という実態ではないため、状況に見合った周知啓発をお願いする。

2024年 11月 13日

厚生労働大臣  
福岡 資麿 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 石上 千博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、経済状況や労働価値に見合った十分な賃金がすべての労働者に確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域社会において日々、安心して暮らしていくためには、持続可能な社会保障制度を確立することが何より重要です。2024年度政府予算における社会保障関係費は37兆7,193億円となり、過去最大の規模となりましたが、2025年度政府予算においても、引き続き、地域における医療や保健体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、かつてない高まりを見せる社会保障に対する市民の期待やニーズに応える必要があります。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

## 記

### 【介護職場関連】

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること。また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置するなど、施策の充実をはかること。
- (2) 介護現場の離職防止と人材確保の観点から、新たに一本化された処遇改善加算の確実な取得などにむけて必要な周知・助言を行うこと。また、請求手続きの簡素化など、事業所がスムーズに新加算を取得できるよう配慮するとともに、さらなる処遇改善にむけた対応を強化すること。
- (3) 今後の感染症等の蔓延に備えるとともに、予測される高齢者人口の増加などを踏まえ、次世代の介護の担い手を養成するための予算の確保・充実など、必要な施策を早急に講じること。また、海外から介護を担う労働者を受け入れるにあたっては、適切な処遇を含めた安全・安心な労働環境を整えること。

### 【病院職場関連】

- (4) 看護補助者の人員確保と定着にむけ、正規雇用化や処遇改善、労働環境改善を行うよう助言すること。
- (5) 2024年診療報酬改定で措置された、医療機関で働く職員の賃上げについて、公立病院においても実施されるよう助言すること。
- (6) 感染症指定病院をはじめ、すべての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。
- (7) 新たな感染症危機に対応できるよう必要物品の確保を行うとともに、患者・医療従事者双方の安全・安心が守られる体制の整備や現場実態に即した予算確保を行うこと。

### 【保健所関連】

- (8) 感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持にむけた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

### 【学校用務職場関連】

(9) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

(10) 近年の記録的高温が続く中においても、学校用務員は屋外において業務を行う必要がある。屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることを踏まえ、関係省庁と連携し取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。

以上